

相指名業者への下請発注について

八戸圏域水道企業団

工事請負契約等の契約において、競争関係にあるべき相指名業者（同一入札に参加する他の業者をいう。入札参加を任意で辞退した業者は除く。）への下請発注（※）については、法律上、禁止規定はありませんが、入札談合や事前の利益供与などを誘発し、公正な競争入札を阻害する可能性があります。

第三者から、万が一そのような事態が疑われ、説明を求められた場合には、受注者（元請業者）のみならず、発注者である企業団としても、相指名業者への下請発注の必要性・理由等について、明確かつ十分な説明をする責任があります。

従いまして、企業団から工事等を受注した際は、真にやむを得ない場合を除き、相指名業者への下請発注については、極力避けるようお願いします。

また、受注者（元請業者）が、その相指名業者にしかできない特殊技術を部分的に要する場合など、真にやむを得ない理由により相指名業者への下請発注を行おうとする場合には、その下請発注の必要性・理由・金額・内容等について、事前に監督職員へ明確かつ十分な説明を行うなど、適切な対応をお願いいたします。

競争入札参加資格者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

参考入札者心得書より

（公正な入札の確保）

- 第 4 条の 3 入札に参加する者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- 2 入札に参加する者は、入札に当っては、競争を制限する目的で他の入札に参加する者と入札する金額又は入札の意思についていかなる相談も行わず、独自に入札する金額を定めなければならない。
- 3 入札に参加する者は、落札者の決定前に、他の入札に参加する者に対して入札する金額を開示してはならない。

※下請発注・・・数次の下請けにより行われる場合には、そのすべての下請発注を含む。